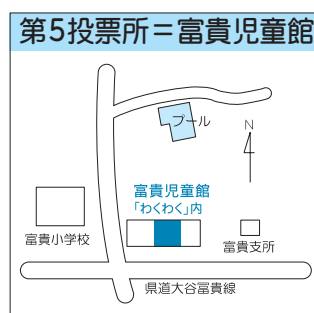
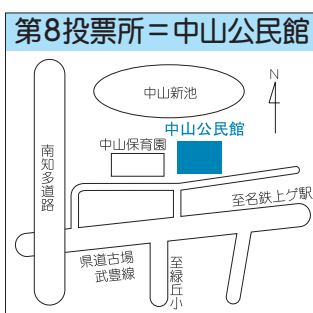
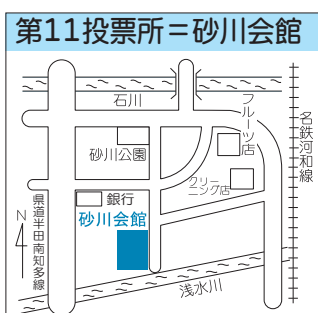
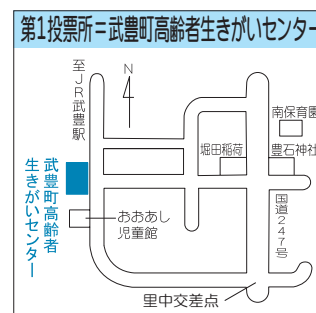
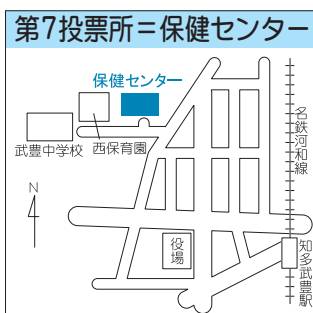
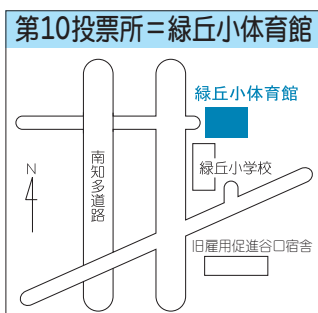
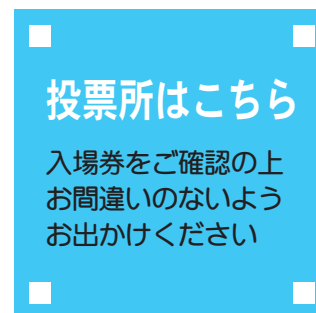
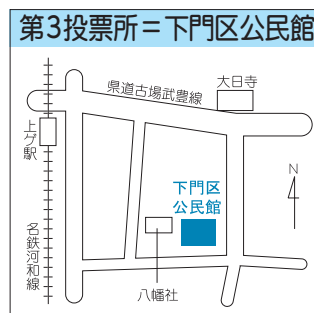
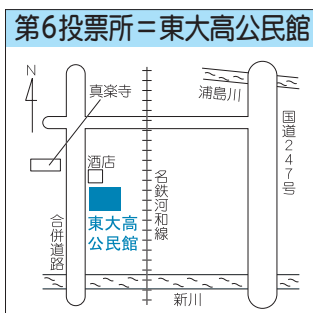
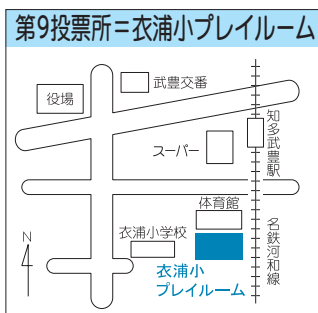




■期日前投票
対象 投票日当日に用事があり、投票所に行けない人
方法 「宣誓書」に、当日投票できない事由等を記入してから投票します
期間 7月5日(金)～20日(土) 8時30分～20時00分
投票所 役場1階 第5・6会議室
 ※宣誓書は、入場券の裏面にあります。また、投票所にもありますが、町ホームページからダウンロード
 武豊町ホームページ
 町政情報↓選挙↓期日前投票・不在者投票について
 ※期日前投票期間中は、役場北駐車場の一般開放日(土・日曜日)の駐車制限する場合があります

介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで
移動機能		
心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで(障がいの種類に肝臓を含む)
免疫、肝臓	1～3級	

■不在者投票
対象
 ・選挙期間中、仕事や旅行等で名簿登録地以外の市町村に滞在している人
 ・指定病院等に入院等している人
 ※投票方法については、武豊町選挙管理委員会にお問合せください
郵便等による不在者投票
 左表に該当する人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。
 ※事前に郵便等投票証明書の交付を受けた後、7月17日(水)17時00分までに武豊町選挙管理委員会へ投票用紙の請求をお願いします



参議院議員通常選挙

「伝えよう あなたの意志を 投票で」

投票日
7月21日(日)
 7:00～20:00

▶ 問合せ 武豊町選挙管理委員会
 ☎ 72-1111



■投票できる人
 ①日本国民で投票日現在、満18歳以上になる人(平成13年7月22日以前に生まれた人)
 ②ア武豊町内に住所を有する人で、平成31年4月3日以前に住民票が作成、または転入の届出をし、引き続き令和元年7月3日まで住民基本台帳に記載されている人
 イ平成31年3月3日以降に転出された人で、武豊町の住民登録期間が3か月以上であり、次に該当しない人
 ・転出先市町村で、選挙人名簿に登録されている人
 ・投票する日において、転出後4か月を経過している人
 ※平成31年4月4日以降に武豊町に転入の届出をされた人は、武豊町では投票できませんので、前住所地の市区町村選挙管理委員会へお問合せください
入場券が届かない・紛失した場合
 右記「投票できる人」に該当する人であれば投票できますので、選挙当日に指定の投票所でお申し出てください。
 ※入場券は、一人ひとりにお送りしますが、郵便事情により、同じ世帯でも別の日に届くことがあります



選挙結果(速報)は、町ホームページでご覧になれます。
<http://www.town.taketo.lg.jp>

■投票方法
 参議院議員通常選挙では、選挙区と比例代表の2種類の選挙が行われます。
 ※投票所には入場券をご持参ください
○愛知県選出議員選挙
 愛知県選挙区から4人の議員を選びます。投票用紙は薄い黄色で、1人の候補者の氏名を書いて投票します。
○比例代表選出議員選挙
 全国を単位とした選挙で、各候補者および政党等が獲得した票数によって当選者が決まります。(今回の選挙より特定枠制度が設けられ、当選は、特定枠に記載されている候補者が優先されます)
 投票用紙は白色で、1人の候補者の氏名または政党等の名称を書いて投票します。